

司法書士による個別事例における権利関係に関する相談

～所有者がいない空き家への対応相談事例～

@長和町 R6.2 実施

●相談内容

相続人全てが死亡又は相続放棄（代襲相続有）をしていると判断される空き家への対応。

相続関係説明図、登記簿を用いて、司法書士により今後のアドバイス等をいただいた。

（※相続財産管理人制度の利用等について）

●相談状況等

【所有者がいない空き家について】

・相続財産清算人制度は、被相続人の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行う者であり、申立時は家裁に予納金が必要。

相続財産清算人制度では、建物解体はほぼ困難であるため、行政による略式代執行をしない限り空き家は片付かない。